

答 申 書

事件番号令和 6 年度第 4 号
答申日令和 6 年 11 月 12 日
山形県行政不服審査会

第 1 審査会の結論

審査請求人 ○○（以下「審査請求人」という。）が令和 6 年 2 月 15 日に提起した処分庁（山形県知事）による特別児童扶養手当認定請求却下処分（令和 6 年 1 月 19 日付け特別児童扶養手当認定請求却下通知書によるもの。以下「本件処分」という。）についての審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるという審査庁（山形県知事）の主張は、妥当である。

第 2 事案の概要等

本件は、処分庁が令和 6 年 1 月 19 日付け第○○号による特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則（昭和 39 年厚生省令第 38 号。以下「規則」という。）第 18 条の規定に基づく本件処分に対し、令和 6 年 2 月 15 日に審査請求人が「小学校の普通学級で対応できており学校生活にある程度適応していること」との却下理由に当てはまっているとは思えない等と主張して、処分の取消しを求める事案である。

第 3 事実関係

1 関係法令等の定め

- (1) 特別児童扶養手当は、特別児童手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号。以下「法」という。）に基づき、精神又は身体に障害を有する児童について支給するものであり、当該児童が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和 50 年政令第 207 号。以下「令」という。）別表第 3 の 1 級又は 2 級に該当する程度の障害の状態にあると認定された場合に支給される。

規則第 1 条により、同手当に係る認定の請求は、特別児童扶養手当認定請求書に支給対象障害児が上記の程度の障害の状態にあることに関する医師の診断書等を添えて提出することによって行わなければならないとされ、第 18 条において、「都道府県知事は、認定の請求があった場合で、受給資格がないと認められたときは、特別児童扶養手当認定請求却下通知書を請求者に交付しなければならない。」と規定している。

- (2) 「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表 3 における障害の認定について」（昭和 50 年 9 月 5 日児発第 576 号厚生労働省児童家庭局長通知。以下「局長通知」という。）別紙「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第 3 における障害の認定要領」（以下「認定要領」という。）2 (4) は、「障害の認定は、

特別児童扶養手当認定診断書（中略）及び特定の疾病に係るエックス線直接撮影写真（以下「診断書等」という。）によって行うが、これらのみでは認定が困難な場合には必要に応じ療養の経過若しくは日常生活状況等の調査又は必要な検診等を実施したうえ適正な認定を行うこと。」と規定している。

- (3) 令別表第3の1級又は2級に該当する障害の程度について、局長通知別添1「特別児童扶養手当 障害程度認定基準」（以下「認定基準」という。）第7節の1は、「精神の障害の程度は、その原因、諸症状、治療及びその病状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとし、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のものを1級に、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものを2級に該当するものと認定する。」と規定している。

また、同節2 E発達障害(3)は、「発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が欠如しており、かつ、著しく不適応な行動が見られるため、日常生活への適応が困難で常時援助を必要とするもの」を障害の程度1級、「発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が乏しく、かつ、不適応な行動が見られるため、日常生活への適用にあたって援助が必要なもの」を2級と規定している。

- (4) 認定要領3(1)により、都道府県又は指定都市においては、児童の障がいの状態を審査するために必要な医師（以下「障害認定診断医」という。）を置くこととされている。

2 処分内容及び理由

処分庁は、障害認定審査医による審査の結果、対象児童は令別表第3に定める障害の状態には該当しないと判断されたため、規則第18条に基づき本件は特別児童扶養手当額改定請求却下処分に該当すると判断し、審査請求人に通知して本件処分を行った。

3 審理員による審理手続及び調査審議の経過

令和6年2月15日、審査請求人から審査請求書が提出された。

令和6年3月15日、審理員が指名された。

令和6年3月26日、処分庁より弁明書が提出された。

令和6年4月1日、審理員が変更された。

令和6年6月27日、審査請求人による口頭意見陳述が行われた。

令和6年8月2日、審理員より審理員意見書が提出された。

令和6年10月18日、当審査会において審議を行った。

第4 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

以下の理由から、対象児童は日常生活にあたって十分援助を必要としており、認定基準に該当すると考えられるため、本件処分の取消しを求める。

ア 普通学級に在籍しているが、集団生活や対人関係の不安、体調不良を理由に小

学校4年生1学期後半頃より不登校となっている。

イ 令和5年11月7日、学校側との二者面談において、特別支援学級に転籍したい旨を伝えたが、年度途中の転籍手続きができないと言われ、転籍を断念した。

ウ 今後、特別支援学級に転籍したとしても、学校生活に対応できる可能性は低いと推測されることから、「小学校の普通学級で対応しており、学校生活にある程度適応していること。」との理由に当てはまっているとは思えない。

エ 令和6年2月15日時点では、週に一度配布物を取りに保健室へ登校しているが、母親と弟と同伴でないと行くことができない。

オ 普段の生活も母親の支援がないと何もできないため、「日常生活が概ね自立している。」と判断されていることに強い疑問を感じる。

2 処分庁の主張の要旨

処分庁が委嘱している障害認定審査医は、認定請求書に添付された特別児童扶養手当認定診断書（以下「診断書」という。）では対象児童が「ADHD」と診断されているが、小学校の普通学級で対応できており学校生活にある程度適応していること、また、日常生活も概ね自立していることが認められることから、認定基準の2級に相当するとは認められず、従って、令別表第3に定める障害の状況には該当しないと判定した。

処分庁は、上記障害認定審査医の医学的判断に基づいて本件処分を行ったものであり、本件処分は適当である。

第5 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

2 審理段階における論点整理

認定基準への該当性について、「小学校の普通学級で対応できており学校にある程度適応していること、また、日常生活も概ね自立していること」という本件処分の理由が当たらない旨を審査請求人が主張しているため、この点を判断する必要がある。

3 審理員意見書の理由

(1) 診断書⑧及び⑩により、発達障害による日常生活への影響が見られるものの、食事や洗面等の日常生活能力などを総合的に判断すると、障害の程度は軽度であり、「発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が乏しく、かつ、不適応な行動が見られるため、日常生活の適応にあたって援助が必要」な程度にあるとは認められず、令別表3に定める障害の程度に該当しないと解される。

また、審査請求書では、「令和5年11月7日に支援学級へのクラス替えについて2者面談で相談を行ったが、手続き上間に合わないため支援学級へ移ることが出来なかった」「普段の生活も何もできていない。」とあるが、認定要領2(4)により、障害の認定は診断書等によって行うこととされており、診断書に記載がない

事項についてまで考慮できない。

- (2) 本件処分は、局長通知で規定されている障害認定審査医による医学的判断に基づいて行われたものであって、処分庁は、規則第 18 条に基づき、受給資格がないと認めたことについて、特別児童扶養手当認定請求却下通知書審査請求人に交付しており、手続き上も違法又は不当な点は認められない。

以上より、本件処分は、法令等の規定及びその解釈に従い適正になされたものであり、何ら違法又は不当な点は認められない。

第 6 審査庁の判断の要旨

1 審査庁の判断の要旨

本件処分に違法又は不当な点はないことから、行政不服審査法第 45 条第 2 項の規定により本件審査請求は棄却されるべきである。

2 考え方及びその理由

論点に対する判断及び審査請求人のその他の主張について、審理員意見書のとおりである。

第 7 審査会の判断

1 審理手続について

審査庁による審理員の指名及び審理員による審理手続は、行政不服審査法第 9 条第 1 項及び第 2 項、第 29 条第 1 項、第 2 項及び第 5 項等の規定に基づき適正に行われたものと認められる。

2 論点整理

対象児童の障害の状態が令別表第 3 に定める障害の状態に該当するか否かの審査が適正に行われたか判断する必要がある。

3 論点に対する判断

- (1) 本件診断書の「現症」に係る記載のうち、⑧発達障害関連症状及び⑩精神症状について、発達障害による日常生活への影響が見られるものの、⑬日常生活能力の程度について、食事、洗面、排泄、衣服、入浴の各項目に関して「自立」、危険物に関して「特定の物、場所は分かる」などと記載されていることが認められる。
- (2) 本件処分は、障害認定審査医において、本件診断書に係る事実を総合的に考慮した結果、対象児童の障害の程度は軽度であり、小学校の普通学級で対応できており学校生活にある程度適応していること、また、日常生活も概ね自立していることが認められるため、認定基準の 2 級「発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が乏しく、かつ、不適応な行動が見られるため、日常生活への適応にあたって援助が必要なもの」の程度に該当しないと医学的に判断し、当該判断に基づいて処分庁が認定請求を却下したものである。

前記第 3 の 1 (2) に記載のとおり、認定要領 2 (4) により、障害の認定は診断書

等によって行うこととされているため、診断書の記載から令別表第3に定める障害の状態にないと判定した処分庁の判断に不合理な点は認められない。

- (3) また、認定要領2(4)によると、診断書等のみでは障害の認定が困難な場合には必要に応じ療養の経過若しくは日常生活状況等の調査又は必要な検診等を実施したうえで適正な認定を行うこととされているところ、本件では認定基準に定める障害の状態に該当しないことが診断書の記載から明白であるとして、調査等が行われなかったものと認められる。

したがって、診断書に記載がない審査請求人の主張(第4の1ア～オ)について考慮をする必要性が認められず、いずれの主張も理由がないと言ふべきである。

- (4) 以上のとおり、本件処分は、障害認定審査医の医学的な判断に基づき行われたものであるところ、本件対象児童について、診断書の記載から令別表第3に定める障害の状態にないと判定した障害認定審査医の判断に不合理な点は認められず、当該判断に基づき行われた本件処分に違法又は不当な点は認められない。

また、処分庁は、規則第18条に基づいて、受給資格がないと認めたことについて特別児童扶養手当認定請求却下通知書に理由を記載して審査請求人に交付しており、手続上も違法な点は認められない。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないことから、本件審査請求は棄却されるべきであるという審査庁の主張は、妥当である。

山形県行政不服審査会

水 上 進 (会長)

加 藤 静 香

津 川 恵美子

中 沢 秀 夫